

# 北海道労働委員会月報

2023年 3月号 No.710



左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

## 主 な 内 容

- 随 想  
私の半生を振り返る  
使用者委員 朝 倉 由紀子
- 調 整 事 件  
・ 4年6号争議あっせん
- 個 別 事 件
- 個別的労使紛争のあっせん



## 私の半生を振り返る

北海道労働委員会

使用者委員 朝倉 由紀子

前回の随想の担当回からちょうど2年が経過し、今回でなんと4度目の随想作成となりました。私が使用者委員の任命を初めて受けたのが今から約8年前。使用者委員は最長で10年と聞いており、実は今期で最後（一期2年が任期）で、あと2年で使用者委員も終了となる見込みです。そんなわけで、この随想も最終回となります。そう考えると、超大作を書かなければ、という大きなプレッシャーを感じつつ、今パソコンに向かってるところです。

さて、振り返ると、初回は、私の大好きなプロレスと茶道と短歌について熱く語り、2回目はディズニーランドでの楽しみ方をご紹介し、3回目は自分の半生を皆さんと一緒に振り返るという、本当に好き勝手に書かせていただきました。前回、自分の半生を振り返るといって、私が就職する前の話で終わってしまい、次回があれば続きを皆さんとまた共有したいなどと偉そうに書かせていただいていたので、今回はその続きで、また私の人生を振り返ってみたいと思っております。ぜひお付き合いいただけたら幸いです。

今回は大学入学以降の人生を振り返ってみたいと思います。大学はといいますと、小樽商科大学に入学し4年間札幌から小樽まで通っております。こちらの大学、卒業生ならわかるのですが、地獄坂と呼ばれる坂の上にあります。歩くとどのくらいの時間かかったか、もう忘れてしまったのですが、部活帰りは夜遅いこともあり、JRも一本乗り遅れると、家に着く時間がだいぶ遅くなるので、全速力で何度か地獄坂を駆け下りたことがあります（一度止まり切れず思いっきり転んだ記憶もあり）。最高記録6分で駆け下りたという記憶だけは鮮明に残っております。大学では企業法学科を専攻しておりました。たまたま国語と英語だけで試験が受けら

れた（私の受験当時）という点で決めたのですが、この経験が今の労働委員会の仕事にも生きていていると感じています。ただ、法律に抵抗感がないというだけですが…。小六法もよくJRに置き忘れ、そのまま終点の駅まで乗っていったことがよくありました。授業は真剣に受けようと、親友といつもだいたい一番前に座り、やる気を見せるのですが、どうしても睡魔に勝てず、いつも気づいたらノートが象形文字のような読めない文字で埋め尽くされております。実はこの睡魔ですが、今も変わらず悩まされております。どんなに重要な場面でも眠くなるのです。どなたかこの睡魔に勝つための方法を教えていただけましたら嬉しいです。

就職活動は大学3年生の2月くらいから始めたでしょうか。これと決まったやりたいことがあったわけではなかったので、自分はどうしたいかと色々と考えました。その中で、「生まれ育った北海道に今までの恩返しをしたい。北海道に貢献したい。」という想いに至りました。ありきたりかもしれませんが、自分は本当に心からそう思ったことを覚えています。当時、「面接の達人」というような本がはやっていて、なかなか内定が出なかった私は何度も何度も読みました。その中で、「20社落ちたら内定が始める。それまで頑張れ」ということが書かれていて、その言葉を励みに頑張りました。そうしましたら、その通り21社目で内定が出ました。信じる者は救われる、じゃないですけどあきらめないで良かったな、と心から思います。最初に内定が出たのが北洋銀行でしたが、実はそのあと、大阪本社のIT会社と帯広本社のお菓子会社から最終選考のご連絡があり、本当にありがたかったのですが、最初に内定が出た会社に行くことに決めました。もしそこでお世話になっていたらまた人生が変わっていたかもしれ

れません。

銀行員時代を思い返してみると、とてもキラキラしていたなと思っています。丸6年お世話になりましたが、その中で確かにいろんなことを経験し、叱られたり、落ち込んだりもしましたが、全力で目の前のことに取り組んで、全力で立ち向かい、全力で笑いあう仲間や先輩、上司と出会えて、本当に楽しかった、というのが感想です。大変なこともあったと思いますが、いい思い出しか覚えていません(笑)。不思議なものです。たくさんのことを教えていただき、経験させていただき、何もお返しができぬまま退職してしまったことは本当に心残りですが、今できることで何かお返しできたらと心では思っています。

そして、現在社長を務めているSOC株式会社ですが、元々は父が40数年前に一から立ち上げた会社です。子供の頃は、社長って何だろうとあまり意識していませんでしたが、いつも心のどこかで、いつか夜逃げすることになるかもしれないという覚悟を持って過ごしていた記憶があります。当時夜逃げの映画？を見たのが子供心に印象的だったのかもしれませんが。社長になってほしいとも言われたこともなく、自分もその器ではないこともわかっていたので全く考えていませんでした。ただ、就職活動の際、興味もあってSOCの説明会に行ったところ、とても社風が明るく、ここで働いてみたいと強く思いました。残念ながら、あっけなく筆記試験で落ちました。父が心配して、なぜ落ちたのかの結果を取り寄せてくれたところ、あなたは家で家事などをするほうが向いています、というような内容だったと思います。(残念ながら、私は家事も得意ではありません。) そんな経緯があり、入社できるとは思っていなかったのですが、銀行での仕事がとてもやりがいに感じていたところに、父からSOCと一緒にやってくれないかと話があり、1年間悩んだのち入社したのが今から10数年前のことになります。SOCの会社があるところは、厚別区の森林公園に面したとても自然の良い場所にあります。ただ、入社したばかりの私は、それまで通っていた銀行が札幌の街中というのもあり、慣れるまでとても寂しく、毎日仕事の後にわざわざ街中に行き、うろうろしていたことを覚えています。今は、会社があるテクノパークと呼ばれる地域がとても心地よく、窓から景色を楽しみながら仕事ができる幸せをかみしめています。人は変わ

るものですね。

社長になったのは今から7年前くらいですが、ちょうど第一子を出産したばかりでしたので、父から社長を交代したいと言われた時、子育てが楽になってからにしてほしいと最初は断りました。今は無理ですと。父は、もう決めたから、子育てが楽になることはない、と言われ、結局押し切られました。ただ、今となっては、子育てが楽になることはない、という言葉に納得しております。社長の仕事ですが、本当に社員の皆のおかげで私のできることはほとんどないのですが、でも毎日刺激があり、いつも新しい経験ができていると感じています。人と話すことがとても多くそれが楽しく感じ、自分は人が好きなんだと実感しながら、とてもやりがいを感じて仕事をしています。IT会社ですが、私が根っからの文系であり、ITについてかなり理解が遅く、いつも社員に何度も聞いています。ただ、お客様の目線で物事を考えることができるので、自分ではこれでいいのだと開き直って、細かいことまでわからないことは聞くようにしようと決めました。最初は、何もわからない社長だと自分で落ち込むこともありましたが、今は前向きに考えることを心掛けています。

最後に労働委員会の仕事について少し思い返してみたいと思います。最初に、北海道の別の会議の委員のお話をいただき、参加させていただいてその後労働委員会の仕事のお話をいただき、あまりよくわからないまま、ぜひ北海道に何か貢献できるならという一心でお引き受けいたしました。仕事を進めるうちに、なんて大変な大事な仕事なんだろうということがわかり、頑張らなければという想いと、私にできるだろうかという複雑な想いをかかえながら進んできました。途中、第二子出産もはさみながらも務めさせていただき、今に至ります。未だに、これで良いのだろうか、などと悩みながらも、自分の意見を正直に述べさせていただきながらやらせていただいています。自分も過去に人間関係に悩んだり、落ち込むこともあったからこそ、労働委員会で出会う方が悩んでいたりと、困っていたりすると、うんうんわかるよ辛かったよね、悲しかったよねと共感しすぎてしまうこともありました。反対に、確かにあなたがやったことではないかもしれないけれど、だけどやっぱり会社の責任なんですよ、と同情に似た気持ちも法人側に感じることもありました。

労働委員会の仕事を通して、いろんな方の人生に触れさせていただいたこと、本当に貴重な体験をさせていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。今まで出会った方々が、どうか皆幸せに暮らしていますように、笑顔で過ごさせていきますように、そう心から願っています。

自分の人生を振り返ると、この8年は短い期間だったかもしれませんが、この労働委員会の仕事はきっと一生忘れられないと思います。何より一緒に解決に導こうと頑張ってください、労働者委員、公益委員、そして同じく使用者委員の皆さん、一番色々ご準備して下さる事務局の皆さんがいてくださったから、私も頑張れていると思います。また、使用者委員の皆さんには、毎月開催されるランチ会で、いつも私の会社の相談に乗っていただき、時には厳しくご指導を、また時には優しく励ましてくださり

ました。本当に労働委員会が私にとってかけがえのない居心地が良い大切な大切な場所でした。なんだか最後の挨拶みたいになってしまいましたが、あと2年、今まで以上に全力で頑張ってもらいますので、どうかよろしく願いいたします。

最後になりますが、一番皆さんに伝えたいことを書かせていただきます。最近私と娘二人はジャニーズのSnowManというグループを応援しています。辛いときはSnowManの動画を見て元気を出しています。仕事に行き詰った時、元気を出したいとき、推しの存在はとても力になります。いつか、お礼を伝えられる日が来ますように、そしてこの文章を読んで下さっている皆さんにもぜひそんな存在がいますように…というところで最後を締めさせていただきます。失礼いたしました！

# 調 整 事 件

## 誠実団体交渉の実施をめぐり・・・解決

### ▼ 4年6号争議あっせん

申 請 者	X労働組合
被 申 請 者	法人Y（建設業）
申 請 年 月 日	令和4年（2022年）12月20日
終 結 年 月 日	令和5年（2023年）2月13日
終 結 区 分	解決
あっせん事項	誠実団体交渉の実施

### <事件の概要>

令和4年（2022年）5月1日、後に執行委員長となるAは、管理職1名を除く全従業員3名により労働組合を結成し、会社に対し昇給などを求める団体交渉を申し入れた。同月末の第1回団体交渉で、会社は一部の要求についてはその場で回答し、残りは持ち帰って検討するとした。同年7月の第2回団体交渉で、社長は体調不良により欠席し、前回交渉に同席した弁護士が対応したが、組合へは事前に社長の欠席を知らせなかったため、組合は、会社の対応は誠実さに欠けると抗議し、交渉は打ち切られた。

その後、組合と会社は、文書による交渉を重ねたが、同年11月、会社は、今後の団体交渉に社長は出席せず弁護士のみで対応する旨の通知を組合へ送付した。同年12月、組合は団体交渉に社長の出席を求める通知をしたが、会社は、弁護士のみで対応する方針は変わることはなく、組合の要求には応じられないとして団体交渉を終了すると通知した。

同月、組合は、会社の団交姿勢からこれ以上の進展は見込めず、自主解決は困難として、あっせんで申請した。

### <あっせん経過・結末>

令和5年（2023年）1月27日、第1回あっせんを行った。

事情聴取において、組合は、社長が出席しない団体交渉や弁護士との文書交渉では要求した資料が提出されず回答も遅延しており今後も誠実な交渉は期待できないことから、会社は社長が出席する団体交渉に応じるべきなどと主張した。

これに対し、会社は、要求された資料は全て組合へ提出しただけでなく、弁護士が団体交渉の権限を受任した旨組合へ説明したことや、社長は団体交渉で組合から威圧的な言動を受けて精神的な不調を来しており団体交渉に出席するのは困難である、などと主張した。

事情聴取後、あっせん員は協議し、組合と弁護士が事務折衝を行い、交渉が熟した段階で団体交渉を行ってはどうかと労使双方に打診することとした。会社が、これに応じる意向を確認した後、組合に対し会社代表者の健康状態を説明した上でこれを打診したところ、組合は他の組合員の意向確認も含め持ち帰って検討したいと述べたため、あっせんで中断した。

令和5年（2023年）2月13日、第2回あっせんを行った。

事情聴取において、組合は、団体交渉に社長の出席を必須とする従前の主張を撤回し、今後は弁護士と事務折衝を行い交渉が熟した段階で団体交渉を行う進め方に同意した。

事情聴取後、あっせん員は協議し、団体交渉を含む労使の協議を誠実に進め円満な労使関係に努めることを内容とする次のあっせん案を提示したところ、双方がこれを受諾し、本件は解決した。

- 1 組合と会社は、各種手当、割増賃金及び昇給等について、団体交渉を含む労使の協議を誠実に進めることを確認する。
- 2 組合と会社は、今後は円満な労使関係に努めることとする。

## 個 別 事 件

令和5年2月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

### 1 あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
1月	8
2月	17
計	25

### 2 あっせん申請及び終結状況

	前月繰越	新規件数	取扱件数	終結件数	終 結 区 分				翌月繰越
					解 決	打 切 り (* )		取 下 げ	
						あっせん	不応諾		
1月	0	1	1	0					1
2月	1	0	1	0					1
計	—	1	1	0					—

\*「1月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。

\*「打ち切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打ち切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打ち切りになった「不応諾」がある。

\*「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

### 3 あっせん事項内容別件数

あ っ せ ん 事 項 内 容	1月	2月	計
経営又は人事	1		
解雇	(1)		
①整理解雇			
②普通解雇			
③退職強要	[1]		
④契約更新拒否、雇止め			
配置転換、出向・転籍			
復職			
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職			
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事			
賃金等			
賃金未払			
賃金増額			
賃金減額			
一時金			
退職一時金			
解雇手当			
休業手当			
諸手当			
その他賃金			
年金(企業年金・厚生年金等)			
労働条件等			
労働契約			
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇			
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険			
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係			
セクハラ			
パワハラ・嫌がらせ			
その他			
合 計	1		1
合 計	2		2

(注) 本表は個々の事件のあっせん事項を内容ごとに細分したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。

( ) はあっせん事項内容の内数。また、[ ] は ( ) の内数である。

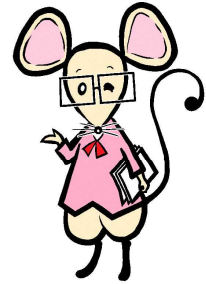
## 労働者個人と使用者の労働紛争解決のお手伝い！

# 《 個別的労使紛争のあっせん 》

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話をうかがい、問題点を整理した上で助言等を行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っています。

- ☆ 申請は簡単・費用は**無料**！
- ☆ 遠隔地は現地に出向きます！
- ☆ **秘密厳守**！
- ☆ **迅速に対応**します！

(申請受付から1ヶ月程度での解決を目指します)



労働者

## こんなことでお困りのときは、ご利用ください

- 解雇通告されたが、理由等に納得できない。
- 残業しているのに、会社から時間外手当が支払われない。
- 職場でセクハラ・パワハラを受けており、会社に改善を申し入れたが、対策を講じてくれない。

- 従業員に配置命令を出したが、理由無く拒否されている。
- 会社に責任のない理由で休職した従業員から、休業補償を求められている。
- 退職勧奨の条件について、従業員と折り合いがつかない。



使用者

### 労働問題に関するご相談は

労働相談ホットライン ☎ 0120-81-6105

※社会保険労務士が対応します。

電話受付時間：月～金曜日 午後5時～午後8時

土曜日 午後1時～午後4時 (祝日、年末年始を除く。)

### あっせん制度のご利用、ご相談、お問い合わせは

北海道労働委員会事務局 (調整課個別対策グループ)

☎ 011-204-5667 (直通)

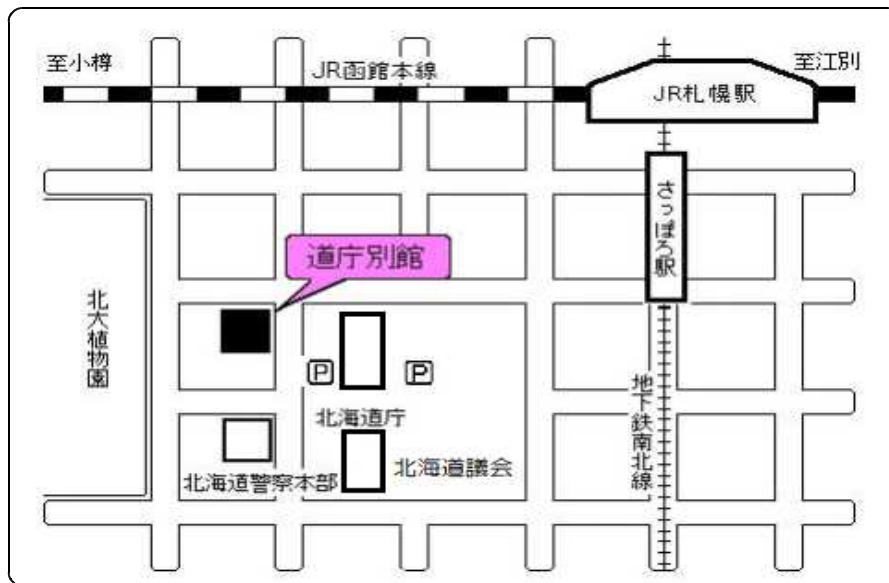
受付時間：月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 (祝日、年末年始を除く。)

住所：札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館10階

ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>

※来庁希望の方は事前に連絡願います。

## 北海道労働委員会 案内図



- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館10階）
- 電話 総務審査課 総括グループ **011-204-5662**  
審査グループ **011-204-5664**  
調整課 調整グループ **011-204-5666**  
個別対策グループ **011-204-5667**
- 最寄駅
  - ・JR札幌駅 西コンコース南口から徒歩約9分
  - ・地下鉄南北線さっぽろ駅 8番出口から徒歩約8分
- 駐車場  
収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

### 北海道労働委員会月報

2023年3月号 No. 710

発行 令和5年（2023年）3月10日  
編集・発行 北海道労働委員会事務局総務審査課  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
電話 011-204-5662（総括グループ）  
F A X 011-232-1057  
U R L <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>  
E-mail [douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp)